

下の表に当てはまる身体障害者、知的障害者、精神障害者
 ※障害者のかた1人に対し自動車(または軽自動車)1台に限る

障害区分		減免の対象
視覚		1～3級
		(4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12)
聴覚		2、3級
平衡機能		3級
音声または言語機能		3級(喉頭摘出者に限る)
肢体不自由	上肢	1、2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変	上肢	1、2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	移動	1～6級
内部障害		1級、3級
(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫)		
療育手帳		㊤、A
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ精神通院医療を受けているかた